

離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針（案）

【目次】

1. 序文	・ ・ ・ ・ ・	P2
2. 離島の振興の意義及び方向	・ ・ ・ ・ ・	P3
3. 国の支援の基本的考え方	・ ・ ・ ・ ・	P6
(1) 国及び都道府県の責務		
(2) 国による財政支援、情報提供等		
(3) 離島活性化交付金等事業計画		
(4) 国による法律の運用上の配慮		
(5) 規制の見直しへの配慮		
(6) 離島特別区域制度の整備		
4. 離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項	・ ・ ・ ・ ・	P7
(1) 交通・通信		
(2) 産業振興		
(3) 就業促進		
(4) 生活環境整備		
(5) 医療		
(6) 介護サービス等		
(7) 高齢者福祉等		
(8) 教育		
(9) 観光		
(10) 交流促進		
(11) 自然環境		
(12) エネルギー		
(13) 防災対策		
(14) 人材の確保・育成		
5. 離島の振興に関するその他の事項	・ ・ ・ ・ ・	P16
(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等		
(2) 小規模な離島への配慮		
(3) 離島振興計画のフォローアップ等		
(4) 国土審議会への報告		

※下線が現行の基本方針からの変更部分

離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針（案）

1. 序文

離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）に基づく離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）は77地域が指定されており、256島を数える有人離島（令和5年3月現在）の面積は5,317平方キロメートル、人口は約34万人（令和2年国勢調査）である。これらの離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

昭和28年の法の制定以来、離島地域においては国及び地方公共団体が離島振興計画等に基づき離島振興施策を実施してきており、離島地域の基礎条件の改善等に一定の成果をあげてきたが、深刻な人口減少・高齢化等により、離島地域の抱える課題は、依然厳しいものである。例えば、医療・介護では医師や介護従事者の確保や診療所や介護施設の運営、教育では教員の確保や高等学校の維持、交通では離島航路や航空路の確保等が厳しい状況に置かれている。また、生活環境においても小規模離島等において商店等の日常生活に必要な環境の維持をはじめ、上水道等の生活インフラの老朽化、移住者等向けの住宅の確保等が課題となっている。

一方、離島地域の隔絶性の克服に向け、オンライン診療やドローン等ICT技術の活用や、豊富に存在する再生可能エネルギーの利用、観光業や水産業等における魅力的な地域資源の開発、離島地域に継続的に関わりを持つ関係人口の出現等、新たな動きも生じてきている。

このような中、第210回国会において離島振興法の一部を改正する法律（令和4年法律第92号。以下「改正法」という。）が成立した。離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針（以下「離島振興基本方針」という。）は、改正法による改正後の法に基づく新たな離島振興の実現に向け、その在り方を示すものとして国が新たに策定するものであり、離島の振興の意義及び方向、国の支援の基本的考え方、離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項及び離島の振興に関するその他の事項について定めるものである。

都道府県は、離島振興基本方針に基づき、市町村が作成する離島振興計画の案をできる限り反映しつつ、改正法の趣旨を踏まえた離島の振興の施策を具体的に記載するものとして離島振興計画を定めることとなる。

2. 離島の振興の意義及び方向

国、都道府県、市町村等は、以下に示す離島の振興の意義及び方向を踏まえ、離島振興施策を推進していくものとする。

(1) 離島の振興の意義

離島地域は、人口減少や高齢化が進展し、無居住化が懸念される離島も増加している中、産業基盤、生活環境等に関する地域格差の是正など、取り組むべき様々な課題を抱えている。

このため、改正法の趣旨を踏まえ、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進等を目的として、引き続き離島の振興のための特別の措置を講じていく必要がある。

また、離島はその立地条件、特色ある地域資源の賦存状況等から、以下に示すような国家的役割や国民的役割を担っている。

(国家的役割)

- ・我が国の領域、排他的経済水域等を保全するとともに、海洋資源の開発、利用及び保全に関する権利を確保する役割
- ・密航、薬物及び銃器の持込み等の防止における役割
- ・海洋資源を活用した実験・研究施設の場としての役割
- ・多様な文化の継承並びに歴史的遺産等の維持及び保存を行う場としての役割
- ・自然環境及び生態系の保護及び保全を行う場としての役割
- ・多様な再生可能エネルギーの導入及び活用を体現する場としての役割

(国民的役割)

- ・自然、文化等との触れ合いの場及び機会の提供という「癒しの空間」としての役割
- ・広大な水域から良質な食料を安定的に供給する場としての役割

離島がこれらの役割を安定的かつ継続的に担っていくためにも、定住の促進等を図っていくことが重要である。

(2) 離島の振興の方向

①基本的な方向

離島地域において、定住の促進等を図っていくためには、その基礎条件の改善及び産業振興等に係る施策の推進が必要である。このため、自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上及び地域間の交流の促進という4つの観点から、離島地域の活力を維持及び向上させる措置について、個々の離島の実情を考慮しつつ、それぞれ以下に示す方向を基本に取組を推進することとする。

(ア) 自立的発展の促進

離島地域の自立的発展には、島民及び定住を希望するU J I ターン者の雇用機会を確保することが重要であることから、離島の地理的及び自然的特性を生かした産業の維持及び発展に資する環境整備を行うとともに、地域の多様な主体による交流促進や特産品開発等の雇用創出にもつながる活性化の取組を推進する。

また、離島の豊かな自然環境を保全し、多様な文化を継承することを通じて、これらの地域資源を生かした産業振興や観光及び交流を推進するとともに、島民の島への愛着や誇りを醸成する。

さらに、関係人口のような、離島地域に継続的に関係を有する島外人材を創出・拡大することで、地域づくりの担い手不足への対応や離島の活性化を図る。このような島外人材が住民と協働することにより地域の発展につなげるほか、将来的な移住者の増加にもつながることを目指す。

(イ) 生活の安定

島民生活の安定のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化並びに社会的サービスの維持を図るとともに、自然環境に配慮した生産基盤と生活環境の一体的かつ総合的な整備等により暮らしやすい離島の形成を目指す。

このほか、島民及び来訪者が安心して島内での生活や活動等を行えるよう、災害時における離島の孤立防止に必要な防災対策を講じ、災害に強い地域づくりを推進する。

また、離島地域においても環境負荷を低減した地域社会を実現するため、再生可能エネルギーの利用を推進するとともに、他地域とのエネルギーの利用に関する条件の格差の是正、島民生活の利便性の向上、産業振興等を図るためのエネルギーに関する対策を推進する。その際、それぞれの離島地域の実情に応じて再生可能エネルギーを効果的かつ効率的に活用する観点から、再生可能エネルギーの供給体制の整備に必要な支援その他再生可能エネルギーの利用を推進する。

さらに、人口の減少や高齢化の進展が著しい小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等を図る。

(ウ) 福祉の向上

高齢化が進展している離島地域の現状を踏まえるとともに、多様な方々が離島に住み続けられるよう、介護サービスや障害福祉サービスの確保及び充実を基軸とする高齢者等の福祉の増進を図る。

また、安心して子育てができる環境整備を推進することにより、子育て世代の定住を促進する。

(エ) 地域間交流の促進

離島に対する国民の理解と関心が深まり、来訪者も増えれば、離島地域の産業振興及びIターン者の増大につながることから、離島と本土又は離島同士の交流及び連携を推進する。

また、交流人口にとどまらず、関係人口のような、離島地域に継続的に関係を有する島外人材の創出・拡大を推進する。

②離島地域における創意工夫を生かした主体的な取組

離島地域が創意工夫を生かし自立的発展を遂げていくには、地域固有の資源を活用していくことが有効である。このため、離島地域の有する地域差を価値ある地域差ととらえ直すなど、新たな地域資源の発掘並びにそれらの維持及び確保に努めていく。

また、離島地域の農林漁業者が加工業、観光業等の関連する業種と連携し、地域資源の付加価値を向上させる取組を促進することなども必要である。

なお、これらの取組を推進する際には、就業者が複数の仕事により所得を確保するという就業形態が有効であることや、島民以外の視点を取り入れていく仕組みづくりも重要である点に留意が必要である。

このほか、離島の魅力や役割を広く国民に理解してもらうため、島民のほか来訪者を通じた情報発信に努めるとともに、地方公共団体においては離島地域のニーズに応じた振興施策等が講じられるよう島民と行政との意見交換の場を設けるなど、信頼関係の確保に努めることが重要である。

③多様な主体による地域づくり

離島地域では人口減少や高齢化を始めとする経済社会情勢の変化が進展し、医療、福祉、地域交通等の社会的サービスの確保が困難になる一方、これらのサービスにおいては従来以上のきめ細かな対応が求められている。このため、行政だけではなく、多様な民間主体を地域づくりの担い手として位置付け、民間主体の発意及び活動を地域づくりに生かす取組を推進する。その際、離島地域が抱える課題の内容に応じ地域を越えた連携や支援を推進することも重要である。

さらに、離島地域の住民が減少傾向にある中、離島地域と継続的な関係を有する関係人口は、離島地域の地域づくりにおいては重要な役割を担うことが期待される。

多様な主体の活動を促進し、その活動成果をより有効なものとするには、行政を含む各主体との調整、技術的な支援等を担う中間的な支援組織が必要となる場合もあることから、これらの組織が育成されるような環境整備や当該組織を担う人材育成等を推進する。

④圏域の考慮

離島は、本土との距離により近海及び遠海の別、離島の構成により群島型及び孤立型の別に分類できるなど、その地理的条件に応じて島民の生活圏は異なる。

このため、生活圏を考慮した離島振興施策の在り方を検討し、例えば、日常生活を営むために必要なサービス及び施設は各島内での確保に努めるが、高度医療の提供可能な施設等については本土又は拠点的な離島に集約するなど、圏域内における集落連携や機能分担等を踏まえた効率的な離島振興施策の推進に努める。

⑤その他の配慮事項

我が国周辺海域には、エネルギー資源や鉱物資源が存在し、また、離島周辺は、その地形的特性のため豊かな水産資源を有しており良好な漁場を形成している。海上に広く展開する離島は、これらの海洋資源を開発し、利用していく上でその拠点として活用することが有効である。

3. 国の支援の基本的考え方

離島振興施策に関し、国の責務を踏まえた支援の基本的考え方は、以下のとおりである。

(1) 国及び都道府県の責務

①国の責務

基本理念として、離島振興施策は、離島の国家的国民的役割が十分に発揮されるよう、厳しい自然的社会的条件の改善、地域間交流の促進、居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少の防止並びに定住の促進が図られることを旨として講ぜられなければならない。

国は、この基本理念に則した所要の施策について責任を持って推進する。

②都道府県の責務

都道府県は、基本理念に即して、その区域の自然的社会的諸条件に応じた離島の振興のために必要な施策を策定し実施するよう努める。

また、都道府県は、離島の振興上の共通課題への対応や離島地域の主体的な取組の促進のため、市町村相互間における広域的な連携の確保や、離島の振興のために必要な情報提供等の援助を行うよう努める。

(2) 国による財政支援、情報提供等

国は、離島地域の創意工夫を生かした主体的な取組を尊重する立場から、離島地域の自立的発展に留意しつつ、予算面、税制面、金融面等において離島地域が選択可能な各種支援措置の整備に努める。また、離島振興計画に基づく事業に対しては、当該事業に充てるために起こす地方債について配慮するとともに、定住の促進等の法目的を実現する上で有効なものを地域の実情に応じて重点的に支援するものとする。

加えて、国は、離島の振興上の共通課題への対応や離島地域の主体的な取組の促進のため、離島地域の活性化等に係る先進事例や国による各種支援措置等について地方公共団体や離島地域への情報提供の徹底に努めるものとする。

(3) 離島活性化交付金等事業計画

離島活性化交付金等事業計画（以下「事業計画」という。）は、離島振興計画に基づく事業等のうち、離島地域の活性化に資する事業等を都道府県が市町村等からの意見聴取等を経て中期的な計画として取りまとめるものであり、事業計画に記載された事業等を総合的かつ着実に推進することを目的としたものである。

国は、毎年度、事業計画に記載された事業等及びその他の離島地域の活性化に資する事業等を公表することにより、関係者への周知を図り離島地域の活性化に資する事業等を着実に推進していく。

また、事業計画を作成し、又は変更する際には、離島地域の状況に即した実効性の高い計画となるよう、作成作業等における地方公共団体間の情報共有及び連携を促すとともに、必要な情報提供等を行うものとする。

(4) 国による法律の運用上の配慮

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）や自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）等において、離島振興計画に基づく事業に関する各種の開発の許可、届出等の手続については、可能な限り運用面で配慮していくこととする。

なお、これらについて、関係省庁は、必要に応じて都道府県に対する説明会の開催等を実施する。

(5) 規制の見直しへの配慮

国が行う規制の見直しに関する提案の募集に応じて地方公共団体から提案があったときは、離島地域の自然的社会的諸条件及び地域社会への影響を踏まえ、提案に係る規制の見直しについて対応する。

(6) 離島特別区域制度の整備

地域における創意工夫を生かした離島の振興を図る観点から、離島の活性化及び定住の促進に資する規制の特例措置等を適用する離島特別区域制度の創設について総合的に検討する。

また、規制の特例措置等については、地方公共団体が自由な発想の下、積極的に提案できるように、国は、関連情報の提供とともに、その意見を聴くよう努める。

4. 法第 4 条に規定する離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項

都道府県が離島振興計画を定めるに当たっての指針となる基本的事項は、(1) ～ (14) のとおりである。あわせて離島振興計画を策定する際には、以下の点について留意する。

- ・ 離島振興計画では、離島の振興に関する目標や計画期間、離島振興計画の達成状況の評価について定めるとともに、状況の変化等に応じ適宜変更することができる。
また、離島振興計画には、離島地域の特性に応じた産業の振興の促進に関する事項（産業振興促進事項）として、産業の振興を促進する区域、振興すべき業種、当該業種の振興を促進するために行う事業の内容を記載することができる。
- ・ 産業振興促進事項を記載する場合には、「目標」及び「評価に関する事項」として、離島振興計画全体に関するものとは別に、産業振興促進事項に特化した内容を記載した上で、これについて効果検証を行うものとする。そのため、目標は、例えば設備投資件数、設備投資額、雇用創出人数等、定量的なものを可能な限り策定するとともに、その評価は、計画期間の終了を待たず期中においても行い、その結果を産業振興の取組に随時反映することが望ましい。
また、「産業を促進する区域における産業の振興を促進する上での課題」及び「都道府県、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項」を記載するものとする。
- ・ 離島振興計画の策定主体は都道府県であるが、実効性のある産業振興を進めるためには、現場の実情を熟知する市町村の取組が必要不可欠である。離島振興計画については、法により、市町村による離島振興計画の案の提案制度が設けられているとともに、都道府県は当該

案の反映に努める旨が定められているところであり、この趣旨に鑑み、産業振興促進事項の策定に当たっては、都道府県と市町村が緊密に連携するものとする。

- ・ さらに、国及び地方公共団体は、離島振興計画に産業振興促進事項が記載されている場合には、それに基づく事業の円滑な実施のための必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮を行う。
- ・ そのほか、留意すべき点として、市町村が離島振興計画の案を作成する際には、意見交換会やアンケートの実施など、離島地域の実態に応じて住民意見を反映させるための措置を適切に講じる必要がある。また、離島振興計画を作成するに当たっては、市町村相互間の広域的な連携の確保、市町村に対する離島の振興のために必要な情報提供等の援助についても必要に応じて記載するよう努める。また、離島振興計画に基づく各種の基盤整備については、自然環境等への配慮とともに、既存ストックの有効活用及び地域住民の参加による管理・運営体制の構築について検討することも必要である。

(1) 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾（橋梁を含む。）、空港、道路（橋を含む。）等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通（廃棄物の運搬を含む。）に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する基本的な事項

①交通体系の整備

人口減少や高齢化が進んでいる離島地域においては、離島航路及び離島航空路の輸送需要の減少等により、経営が非常に厳しい状況にある。

しかしながら、四方を海等に囲まれた島民にとっては、日常生活のほか、産業振興、島外との交流を進めていく上で離島航路及び離島航空路は欠くことのできない基盤的な存在であり、その意味において最重要課題の一つである。このため、離島航路及び離島航空路の維持や安全かつ安定的な輸送の確保はもちろんのこと、島民生活や離島地域の産業の維持及び発展を支える輸送ダイヤや運賃体系の確保、船舶の高速化、バリアフリー施設の充実等利用者サービスの向上に努めることが不可欠である。

また、国は、港湾、道路等の交通施設の整備を図るための支援を行ってきたところであるが、これらの支援措置を一層有効に活用するためには、どの程度の交流人口等が見込めるかについて、島内交通を含めた現実的な将来ビジョンを検討し、対策を講じていくことが重要である。

なお、港湾や離島架橋の整備について検討する場合には、島内のみならず本土又は近隣離島を含めた交通ネットワークの在り方を考慮することが望ましい。また、離島架橋が整備された際には、離島地域の指定解除について、当該地域の実情に配慮しつつ、検討を行うことが重要である。

②人の往来等に要する費用の低廉化

離島航路及び離島航空路の運賃が住民にとって割高な水準となる傾向があり、地域間格差の是正や離島への定住促進を図る上で障害となっている。このため、離島航路及び離島航空

路に係る費用の低廉化に向けた取組を促進することが重要である。

物資の輸送についても、離島は他の地域と比べ、費用が多くかかる状況にあり、離島の振興を図る上で生活必需品等の物価高及び島内産業の競争力の低下が大きな障害となっている。このため、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進することが重要である。

③船舶の新造及び更新等

離島航路、離島航空路において、総合的かつ安定的な確保及びその充実を図るため、離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第2条第2項に規定する離島航路事業の用に供される船舶であって高速度で安定的に航行することができるもの、その他の船舶の新造及び更新に対する支援や、離島に係る航空路において旅客を運送する事業の用に供される航空機の購入に対する支援を行うことが重要である。

また、ドローンの活用による物資の流通の改善に対する支援を行うことが重要である。

④高度情報通信ネットワーク等の充実

離島地域における高度情報通信ネットワーク等の整備は、離島地域が有する地理的制約を克服するほか、交流・雇用の手段としても極めて有効な手段である。近年急速に進められてきた超高速ブロードバンド基盤の整備の結果、本土との格差は縮小してきているが、格差は依然存在している。引き続き、格差を解消するための整備を進めていくとともに、整備が進まない離島地域において、現状を把握し、必要な対応を行うことが重要である。また、離島に過大な負担が生じることがないように、維持管理に関するあり方を検討することが重要である。

さらに、そうしたICT技術の活用を通じたデジタル化は、離島地域が抱える様々な課題の解決に不可欠なものである。デジタル技術の活用によって地方の社会課題の解決、地方活性化を加速するデジタル田園都市国家構想の取組と歩調を合わせつつ、これまで培った知見を基に、テレワークや遠隔医療、遠隔教育、ドローン等様々なICT技術の離島地域における実装に向けた支援を行うことが重要である。

(2) 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項

①農林水産業の振興

農林水産業は、離島における基幹産業である。離島の農林水産業は、水産物をはじめとする食料の安定的な供給等の面で重要な役割を果たしているが、離島は、狭小で急傾斜地が多いこと等から生産コスト等が高いことや、高齢化の進展による就業者数の減少、燃油・資材の価格が割高かつ、上昇傾向にあること等の問題もあり、現在極めて厳しい状況にある。

このような中で、離島地域の特性を生かした農林水産業の振興を図るためには、豊かな水産資源を持続的に利用することや狭小で急傾斜地が多いなどの不利な条件を克服すること等が必要である。このため、農林水産業の生産基盤を強化するとともに、効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保に向けた取組や、技術の開発及び普及を促進することが重要である。

また、離島は消費地が遠く農林水産物の輸送コストが高いことから、離島地域における農林水産業の競争力向上及び体質強化を図ることが必要である。このため、4.(1)①に示す交通体系の整備に係る取組に加え、流通の合理化及び生産性向上に資する施設の整備や共同出荷等の取組を通じ、本土側の実情等を踏まえつつ、それぞれの離島の実情にあった流通体系を広域的な視点から確立し、輸送コストの低減等流通に要する費用の低廉化と販路の拡大を図ることが重要である。

さらに、地域特性を生かした新規作物の導入、地域特産物のブランド化や高付加価値化、安全かつ安心な農林水産物の情報発信等を通じて、市場の確保及び開拓を図るとともに、地産地消の推進等による地場産農林水産物の利用の拡大を図ることも重要である。

特に、離島地域の農山漁村においては、農林水産業が維持されることにより、国土の保全、文化の継承等の多面的機能が発揮されており、これを維持・促進する観点から、農業生産条件の不利の補正及び耕作放棄地の発生防止を図るとともに、鳥獣被害の防止、森林の保全、漁業の再生等の取組、豊かな生態系を育む場として重要であり、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場、干潟等の保全活動等を推進することが重要である。

加えて、農林水産業と観光業の一体的な振興を図る観点から、人材育成や地域ぐるみの連携体制づくり等を通じ、美しい海辺、森林や里地、棚田等を活用した農山漁村における滞在交流型の余暇活動及び農林水産業体験の推進を図ることも重要である。

国は、農林水産業の振興のための各種の助成措置を設けており、各離島地域では、明確なビジョンと的確な見通しに基づき、これらの措置も活用し、地域の特性を生かした消費者ニーズに即した農林水産業を展開することが重要である。

②安定的な水産業経営のための水産動植物の生育環境の保全及び改善

我が国海域に広く展開する離島地域においては、水産業が基幹産業となっており、当該地域は漁業活動の重要な拠点となっている。

このような離島地域における水産業の重要性に鑑み、漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の繁殖地の保護、整備等を推進し、離島周辺海域における水産動植物の生育環境の保全及び改善を図る必要がある。

こうした取組により、漁場の生産力向上に努め、離島地域の漁業を適切に振興していくことが重要である。

③地域資源等の活用による産業振興等

我が国の周辺海域には、水産資源、エネルギー資源、鉱物資源等のほか、海洋性レクリエーションの場にふさわしい地域資源が賦存している。

地域の自立的発展を促進するためには、これらの地域資源の活用による産業振興を推進することが重要であり、例えば、6次産業化や農商工連携など、農林漁業者や地域の多様な事業者が、農山漁村の豊富な地域資源を活用して付加価値を高める農山漁村発イノベーションを推進し、地域内の雇用と所得を確保しつつ、市場を捉えた農林水産業の活性化を図ることが有効である。

また、農林水産業以外の産業も含め、離島地域の特性に即した産業の振興を図るためには、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を希望する者に対する支援、情報通信技術等の先端的な技術の導入を推進するとともに、島内の産業振興に必要な原材料等を地域で調達することにより島内の経済循環を図ることも有効である。

④場所に制約されない働き方の普及等を踏まえた対応

コロナ禍や情報通信技術の進展を背景として、場所に制約されない働き方が普及してきている中、美しい自然、文化的な豊潤さ、住民とのふれあい、魅力的な子育て環境を持つ離島に対して、移住ニーズが高まってきている。こうした流れを踏まえ、リモートオフィスやコワーキングスペースの整備等を通じて、移住や定住を促すことが重要である。例えば、技術や専門知識、人的ネットワーク等を持つ技術者や起業家等に移住・定住を促すことで、これらの者が持つ能力を十分に発揮し、離島地域の持つ魅力的な地域資源等を活用することは、今までと違った新たな産業や雇用を生み出していく契機となる。なお、離島地域の住民が新たに生み出された雇用の受け皿となるためには、情報リテラシーの醸成等を進めることも重要である。

また、新たに移住、定住した人材は、地域活動への参加や人的ネットワークの構築等を通じて、経済活動や地域活動の担い手としての役割も期待される。昨今の事例においても、それぞれのライフスタイルに合わせながら、農業と飲食業、移住者支援とゲストハウスの運営等、複数の仕事を行う「複業」を選択する者も出てきている。

(3) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

離島地域では基幹産業である一次産業の不振等により、就業機会が減少していることから、雇用情勢が厳しい離島地域における雇用創造の取組等を推進し、雇用機会の確保に努めることが重要である。また、高齢者も含めた島民及び移住希望者に対し、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業能力の開発等を通じ、就業促進を図ることが重要である。

(4) 生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。）に関する基本的な事項

生活環境に関する地域格差を是正し、離島地域における定住の促進を図るためには、島内における住宅の確保が不可欠であり、例えば、U J I ターン者の住宅として空家を活用することなどが有効である。空家は、管理が行き届かずに放置されると腐朽等が進むとともに、家財道具等がそのまま存置されている場合も多いため、空家の適切な管理や活用に向けた改修、家財道具等の処分を促進することが重要である。また、地方公共団体等が運営する空家バンクへの登録を進めること等により需給のミスマッチの解消や新たな需要の創出を図り、空家の有効活用を促進することが重要である。活用可能な空家等の既存施設が少ない地域においては、新たな移住者用住宅を整備することも必要である。

また、離島地域の物価が本土に比べて高い傾向にあることから、その物価格差の実態や住民のニーズを把握した上で支援の在り方を検討することが重要である。

離島地域の汚水処理人口普及率は他の地域に比べて低いこと等から、島民、観光客等が安

心して心地よく生活し又は滞在できるようにするためには、水の確保や汚水処理に関する取組の推進が重要である。また、廃棄物処理については、離島内で処理できない場合が多いことなどから、地域のバイオマス資源を有効活用するなど3R（廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用）の取組を推進することが重要である。

(5) 医療の確保等（妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を含む。）に関する基本的な事項

医師不在の離島は、離島地域に指定されている離島のうち約4割を占める。無医地区等において、都道府県が医療計画を作成するに当たっては、医師等の確保（看護師が実施可能な医療行為に対する支援等を含む。以下同じ。）、病床の確保等により必要な医療が確保されるよう配慮するとともに、ドクターヘリや患者輸送艇の活用等による離島地域の救急医療体制の充実、地域の中核的な病院等による支援や協力体制の構築、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の導入等を推進することが必要である。

妊婦が居住する離島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所が設置されていない場合には、国や地方公共団体は、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことが重要である。

また、離島地域において住民や離島地域を訪れる観光客等が安心して生活又は滞在ができるよう、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、オンライン診療をはじめとした遠隔医療の実施、医療機関の協力体制（救急医療体制を含む。）の整備等による医療の充実に向け、国や地方公共団体は、問題の所在を丁寧に把握・分析しながら、着実に制度に反映させていくことが必要である。

なお、保健医療サービスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

(6) 介護サービス等の確保等に関する基本的な事項

離島地域では、介護拠点の整備が進んでいない地域があることから、十分な介護サービスを受けられないという問題がある。このような状況を改善し、離島地域における介護サービスの確保及び充実を図るためには、例えば、通所介護や小規模多機能型居宅介護をはじめとする各種サービスの利用者ニーズに応じた適切な提供、介護サービスに関する知識や技術の習得の促進等を通じた島内人材や外国人介護人材の活用等による従事者の確保、介護ロボット等のテクノロジーの導入、介護施設の整備及びサービスの内容の充実等を図ることが必要である。なお、介護サービスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

また、障害者や障害児の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害者や障害児への障害福祉サービス等の適切な提供、従事者の確保や事業所等の整備、当該障害福祉サービス等の内容の充実等を図ることが必要である。

(7) 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

他の地域に比べ、総じて高齢化が進展している離島地域において、医療需要に加え、介護需要も高まってきている中、多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援することが重要である。また、子どもが心身ともに健やかに育つことができるような環境整備も推進していく必要がある。これらの離島地域における福祉の増進を図る上で、例えば、老人福祉施設や児童福祉施設として空家を活用することが有効である。

なお、高齢者福祉サービス及び保育サービスを受けるための条件について、他の地域との格差の是正を図るため、住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。

(8) 教育及び文化の振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。）に関する基本的な事項

①教育の振興

離島地域の自立的発展を促進するためには、等しく就学できる環境整備を推進する必要がある。特に離島地域では、大半の高校生が島外への通学等を余儀なくされており、その経済的負担は大きい。このため、高等学校等が設置されていない離島の高校生に対する通学等を支援し、子どもの修学の機会を確保する必要がある。

離島地域における教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実に図るため、公立の小中学校等及び高等学校等の教職員定数の算定または配置について、特別の配慮が必要である。また、離島地域における教育の充実に資するよう、離島地域に係る教職員の処遇について適切な配慮が必要である。

さらに、離島地域において、ニーズに応じた多様な教科・科目の開設、遠隔教育等ICT技術を活用した島外人材との多様な交流・教育活動等、学校教育や社会教育の充実に図るとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の機会を増やすことが重要である。加えて、多様な国民のニーズに対応するという観点から、地域資源を活用した体験活動や、教育の場として都会では出来ない魅力的な体験を子供たちに提供する離島留学等、個性ある学習の場を提供していくことが重要である。

②文化の振興

離島は海上交通の先進地であり、外国との交流拠点でもあるという歴史的背景や、四方を海等に囲まれそれぞれが独立しているという地理的特性等と相まって、古くから個性豊かな暮らしが営まれ、我が国の文化にも多様性と深みを与えている地域が多く存在している。こうした離島地域においては、多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成に努め、広く国民に周知するとともに国民がこうした固有の文化に接する機会を提供するよう努めることが望ましい。

③調査、研究等の実施

資源賦存の可能性のある離島地域及び周辺海域にあっては、循環型社会への対応も含めた

海洋資源、海洋環境保全等の調査及び研究の場等として活用していくことも効果的である。

(9) 観光の開発に関する基本的な事項

離島地域は、豊かな地域資源を有している中、旅行者等の来訪を促す取組の支援を強化し、交流人口の拡大による地域の活性化を図るためには、観光客が、従来の名所旧跡に加え、市街地、農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光の振興が不可欠であり、関係者が連携し、地域にいきづく暮らし、自然、歴史、文化等に係る地域の幅広い資源を最大限に活用した観光地域づくりを推進していくことが重要である。

特に、地域の自然観光資源の保護に配慮しながら自然に関する理解を深めるエコツーリズムや、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ農山漁村滞在型旅行である農泊、渚泊を推進するなど、離島地域の特性を生かし、かつ、多様化する旅行者のニーズに即した取組を推進することが必要である。

この際、離島及び離島周辺における自然、景観、海洋資源等を活用した観光地域づくりを持続的に促進していくためには、地域の自主的なルール作り等の取組により、これらの地域資源を保全していく必要がある。

さらに、継続的な観光地域づくりを実施するため、地域が目指すべき方向性を企画立案し、関係者との認識共有、合意形成等を行う人材を育成するなど、地域における継続的・自律的な活動体制を確立することが重要である。

なお、離島地域を訪れる観光客が安心して観光できるよう、急病時等における医療体制や天候、交通等の情報提供体制を整備するとともに、防災対策を講じることが望ましい。

(10) 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

一部の離島地域は、その立地条件及び自然、文化等の地域資源を生かして国内外との交流を図ってきており、離島地域の活性化又は離島地域における定住に結びついた事例が見られる。このため、地域資源を生かした特色ある地域づくりを進めつつ、滞在交流型の観光や長期滞在型の交流等の取組を通じ、交流人口及び関係人口の増大を図るとともに、離島と本土、離島同士も含めた地域間及び大学、NPO等の連携により、互いのメリットのある持続性の高い交流を促進する必要がある。

その際には、島民と他地域の人々との相互理解を進めるとともに、離島に対する理解と関心を深めてもらえるような取組を促進していくことが重要である。加えて、離島と他の離島との人材交流やネットワークを構築する取組も重要である。

また、二地域居住やU J I ターン等による定住、交流など多様な形で人の誘致及び移動を促進することも有効であり、各地域がそれぞれの特性や魅力を認識した上でより具体的な戦略を立てつつ、地域の多様な主体が一体となって、一貫した受入及び支援を行う必要がある。

なお、交流活動の拠点とするため、宿泊滞在施設や学習の場として、例えば、空家や廃校舎の利活用を図ることが有効である。

(11) 自然環境の保全及び再生に関する基本的な事項

離島においては、海によって隔絶された長い歴史の中で微妙なバランスで成り立つ独特の生態系が形成されており、生息地及び生育地の破壊や外来種の侵入等による影響を受けやすい脆弱な地域であることから、生息・生育する種の多くが絶滅のおそれのある種に選定されている。このため、陸域の保護区や海洋保護区の設定等により、離島及び周辺海域における自然環境の保全及び再生を進めるとともに、エコツーリズム等の自然環境に配慮した適切な利用を図ることが必要である。

また、外来生物の防除や伝染病の防疫に係る措置を講じていくことが重要である。

離島地域における海岸漂着物等の処理に関しては、高齢化や人口減少が進展している中で回収に従事する人手等の確保が困難な上、運搬費を含めた処理費用が本土と比較して多額であるため、離島地域の負担となっている。このため、多様な主体の連携を図りつつ、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制策を講じていくことが重要である。

(12) 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する基本的な事項

再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であることなど様々な長所を有しているが、離島は、四方を海等に囲まれ、日照条件や風況が良いところが多く、再生可能エネルギーの導入に適している。このため、地域の実情に応じた再生可能エネルギーの効果的かつ効率的な活用の観点から行う再生可能エネルギーの供給体制の整備その他再生可能エネルギーの利用を推進するための取組の充実を図るとともに、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進することが重要である。

離島地域における石油製品の流通コストは、島の大きさや流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。

さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図ることが重要である。

(13) 水害、風害、地震災害（地震に伴い発生する津波等により生ずる被害を含む。）その他の災害

を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する基本的な事項 急峻な地形で集落が沿岸部にあることも多い離島は、様々な災害を被りやすい。そのため、国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく国土強靱化基本計画を踏まえ、事前防災、減災等を含む所要の対策を進める必要がある。

具体的には、災害発生時において、離島地域で自立的に避難活動が行えるよう、避難施設、備蓄倉庫及び通信設備の整備を図ることが必要である。また、被害を未然に防ぐ国土保全施設等の整備等を図るとともに、津波ハザードマップの整備や防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難及び救助を行うための体制整備や関係行政機関の連携強化等のソフト対策にも取り組む必要がある。加えて、これらの災害等に対しては、本土側や他島への緊急避難等も含めて、地域防災計画との整合を図りつつ、安全対策を講じておくことが必要である。

なお、復旧及び復興の局面では、港湾及び漁港が災害復旧の拠点になり得ること等を考慮することが重要である

さらに、洪水、土砂災害、風害等に対する治山治水対策等を推進するとともに、我が国の領域の保全という離島の国家的役割に鑑み、高潮及び侵食等による被害から離島を防護し、併せて海岸の良好な環境の維持や適正な利用を図るための海岸保全対策を推進する。

(14) 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

人口減少や高齢化が進展している離島地域では、離島の振興に寄与する人材を確保及び育成することにより、産業の振興及び交流の促進等に努めていくことが必要である。

具体的には、特産品の開発等の場合、島外での経験を有している者の知見や視点が有効であることから、離島出身者等の外部人材の活用に努めることが重要である。この際、組織的な支援が必要となる場合には大学を活用することも有効である。

また、人材の確保及び育成のための条件整備も必要であり、例えば、担い手となる人材を受け入れるための一時的な滞在施設として空家を活用することが有効である。

このほか、都道府県及び市町村における関係職員が離島の振興に資する取組へ積極的に関与することも重要である。

なお、離島振興計画は、離島地域の発意と主体性に基づき自由な発想で作成されるものであり、ここに記載のない事項を離島振興計画に記載することを妨げるものではない。

5. 離島の振興に関するその他の事項

(1) 感染症が発生した場合等における住民生活の安定等

離島地域においては、国民生活・経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある感染症が発生した場合等においても、他の地域の住民とできる限り同様の生活の安定や福祉の向上に係るサービスの享受ができるようにすることが重要である。

(2) 小規模な離島への配慮

小規模離島は、人口の減少や高齢化の進展が著しく、医療や介護、買い物、交通等といった日々の生活に必要な機能を維持するのが厳しい状況にある。

このような中、国や市町村ばかりでなく都道府県においても主体的に取組を進めることで、小規模な離島の島民が日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ることが重要である。例えば、市町村や事業者、住民等が連携して買い物支援を行うことに併せて住民の見守りを行う等、地域の課題解決を図る取組に関して、国や都道府県において必要な支援を行うことが重要である。

(3) 離島振興計画のフォローアップ等

都道府県は、離島振興計画の進捗状況や当該計画に基づく取組の評価等を行うため、離島振興計画のフォローアップを定期的に行うことが望ましい。また、国は、それらの結果を集

約し、新たな課題等について把握するとともに、国及び都道府県において公表することが望ましい。

国は、改正法の施行後5年を経過した場合において、改正法による改正後の法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行う。

(4) 国土審議会への報告

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興施策を効果的に推進するため、毎年、国が離島の振興に関して講じた施策を把握し、国土審議会に報告する。

国は、国土審議会における総合的な審議の結果を踏まえ、必要に応じて離島振興施策の見直し等を行う。